

10年目の納付猶予・学生納付特例期間をお持ちの方へ 年金額を増やしませんか？

～10年目の期間を追納する最後の機会です～

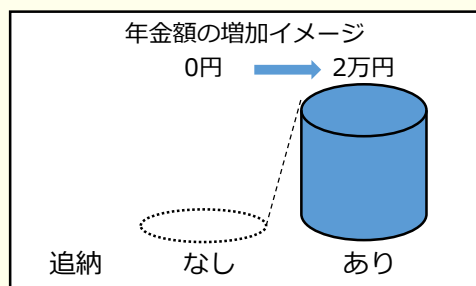
納付猶予や学生納付特例を受けた期間は、老後の年金額に反映されません。
ただし、10年以内であれば保険料を後払い（追納）して、**年金額を増やすことができます。**

追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

追納する2つのメリット

【老後の年金額が一生にわたり増えます！】

納付猶予や学生納付特例の期間は1年間分追納すると、**老後の年金が年間で約2万円増えます。**
※ 納付猶予や学生納付特例の期間は老齢年金を受けるための期間には算入されますが、**追納をしないと年金額に反映しません。**



【社会保険料控除の対象となります！】

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納は申し込みが必要です

STEP 1

同封の申込書に記入して年金事務所に郵送。

STEP 2

年金事務所から送付される納付書を受け取る。

STEP 3

送られてきた納付書で納付する。

＜追納に関する注意事項＞

- ・ 追納額については以下の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。
- ・ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ・ 免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

「追納制度」等に関する詳しい内容は、こちらから日本年金機構ホームページをご覧ください。

